

STARTUG FIT 会員規約

株式会社 Lulal（以下「当社」）が運営する「STARTUG FIT」（以下「当ジム」）の利用に関し、以下の通り規約（以下「本規約」）を定めます。

第1条（目的および役務の内容）

当ジムは、会員に対し以下のサービスを提供します。

1. トレーナーによる個別指導（パーソナルトレーニング）
2. カウンセリング、身体計測、および運動メニューの作成
3. 施設内設備およびレンタル品の利用（別途料金が発生する場合があります）

第2条（本規約の適用と変更）

1. 本規約は、当ジムのウェブサイト（以下「本サイト」）において会員登録を行った会員（以下「会員」）に適用されるものとし、会員登録を行った時点で本規約に同意したものとみなします。
2. 本規約は、本サイトへの記載など、当社が適当と判断する方法でお知らせすることにより、会員の事前の承諾なしに新たな規定を追加、変更、改定できるものとします。
3. 本規約が改定された場合、会員は改定後の規約に従うものとします。

第3条（会員資格）

本規約に同意し、かつ当ジムが会員登録を認めた方に会員資格を付与します。但し、次の各号の一に該当する方はこの限りではありません。

1. 15歳未満の方および16歳以上であっても親権者の同意を得ていない未成年者
2. 心疾患など、健康状態に異常があり、医師より運動を禁止されている方
3. 感染症および感染性のある皮膚病を罹患している方
4. 暴力団関係者、その他反社会的勢力関係者の方
5. 妊娠されている方（医師より受講許可を得ている場合を除く）
6. その他当ジムが会員として相応しくないと認める方
7. 会員資格は本人限りとし、譲渡もしくは相続その他、包括承継できないものとします。

第4条（入会金および利用料金）

会員は、当社が定める以下のうち、選択したサービスの料金(税込)を支払うものとします。

- 入会金：33,000 円（入会時のみ）
- 月 4 回コース：33,000 円（月額制）
- 月 6 回コース：47,850 円（月額制）
- 月 8 回コース：59,400 円（月額制）
- 追加チケット：コース 1 回あたりの料金
- 単発チケット：8,800 円
- 15 分延長：2,200 円
- フルレンタル（ウェア・タオル等）：330 円（現会員様は無料）
- 休会費：550 円（月額、休会期間中に適用）
- その他、HP に記載のサービス

第 5 条（お支払い方法および有効期限）

1. 代金の支払い方法は原則クレジットカード決済とします。
2. 初回体験料金、入会金、当月分および翌月分は初回申込時に申し受けます。
3. 継続費用として、翌々月以降の月額料金は、毎月 20 日に翌月分を自動決済（前払い）するものとします。
4. 月額プランの回数消化権利は、原則として当該月の末日をもって失効し、翌月への繰り越しはできません。

第 6 条（予約のキャンセル・変更）

1. トレーニング予約の変更またはキャンセルは、予約日前日の 22:00 までに連絡するものとします。
2. 前日 22:00 を過ぎてからのキャンセル・無断欠席については、理由の如何を問わずトレーニング 1 回分を消化したものとみなします。
3. ただし、急な体調不良、忌引き、天災など、やむを得ない事情があると当社が判断した場合は、個別に相談に応じます。

第 7 条（退会・休会・プラン変更）

1. 退会または休会を希望する場合、当月の 15 日までに店舗にて所定の手続きを行うものとします（例：3 月末で退会希望の場合、3 月 15 日までに告知）。
2. 病気、妊娠、急な転居など、やむを得ない事情により期限内の手続きが困難な場合は、速やかに当社へご相談ください。
3. すでにお支払いいただいた入会金および利用料金は、法令に定める場合を除き、原則として返金いたしません。

第 8 条（登録情報の変更）

会員は、住所、氏名、電話番号、e-mail アドレスなど、会員登録時の登録内容に変更があった際には、直ちに登録内容の変更を行うものとします。なお、会員の登録内容の誤り等により生じた損害について、当社は一切その責任を負いません。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、会員の個人情報について、別途定めるプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。
2. 当社は、以下の目的以外に個人情報を利用しません。
 - ユーザ管理、カスタマーサポート
 - クレジットカードによる料金支払に関する事務手続き
 - キャンペーン・イベントなどの企画
 - 個人を特定できない状態に加工した後のマーケティング活動
 - その他当ジムに関連したコンテンツの提供
3. 利用目的達成のため、当社が選定した業務委託先へ個人情報を委託する場合があります。その際、当社は適切な管理監督を行います。

第10条（会員資格の喪失）

次の各号の一に該当する場合、会員資格を喪失するものとします。

1. 会員が退会したとき
2. 会員が死亡したとき
3. 当ジムを閉鎖したとき
4. キャンセル可能範囲内であっても、キャンセルが多く運営に支障をきたすと判断した場合
5. その他当ジムが会員として相応しくないと認めたとき

第11条（営業時間・休館・閉鎖）

1. 営業時間および休館日については、当ジムが別途定める方法で告知します。
2. 施設点検、補修、改装、または騒乱、災害などのやむを得ない事由により営業困難と判断した場合、臨時休館を行うことがあります。
3. 当ジムは、天変地異、著しい社会情勢の変化、または経営上の必要があると認められた場合、当ジムの全部または一部を閉鎖することがあります。

第12条（禁止事項）

会員は、当ジム内において次の行為を行うことを禁止します。

1. 当ジムに対する犯罪行為、公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為
2. 当ジムまたは他会員を誹謗中傷し、名誉を毀損する行為

3. 当ジム内でのスタッフの写真や動画の撮影行為
4. 施設内への危険物（刃物・爆発物等）の持ち込み
5. 施設・器具の毀損または無許可の持ち出し
6. その他、当ジムが不適切と判断する行為

第 13 条（健康状態の申告と免責事項）

1. 会員は、自身の責任において健康管理を行い、トレーニング開始前に健康上の不安がある場合は必ずトレーナーに申告するものとします。
2. 当ジム内でのトレーニング中に発生した怪我や事故について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
3. 施設内での盗難、紛失、会員同士のトラブルについて、当社は原則として責任を負いかねます。貴重品は会員自身で管理してください。

第 14 条（損害賠償）

会員が、自己の責に帰すべき事由により、当社または第三者に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自らが暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる反社会的勢力ではないこと、および将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
2. 会員が前項に違反した場合、当社は何ら催告なく直ちに契約を解除でき、会員に損害が生じてもこれを賠償する責任を負いません。

第 16 条（管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

運営会社情報

- 名称：株式会社 Lulal
- 代表者：安福 愛香
- 所在地：東京都世田谷区船橋 1-14-9 三鈴ビル 2-A